

野 洲 市 観 光 物 産 協 会 会 則

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は、野洲市観光物産協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、野洲市役所環境経済部商工観光課内に置く。

(目的)

第3条 本会は、野洲市における観光振興と地域特産等の販路拡大を図るために必要な事業を企画遂行し、地域産業の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、下記の事業を行う。

- (1) 観光資源の開発保全に関する事業
- (2) 観光施設の管理に関する事業
- (3) 観光宣伝及び来訪者の誘致に関する事業
- (4) 物産の振興に関する事業
- (5) JR野洲駅等における物産展示ケースへの市物産の展示事業
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

第二章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、第2条の目的及び事業に賛同する者をもって組織し、正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員とは、本会の目的に賛同して入会した市内の個人企業・法人・団体をいう。
- (2) 賛助会員とは、本会の事業を賛助するため入会した個人等をいう。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書に会費を添えて~~を~~会長に提出する。

(会費)

第7条 会員は毎年会費は、1口につき年額1,000円を納入するものとし、第5条第1項に規定する会員の区分に従い次の額口数とする。

- (1) 第5条第1項第1号に規定する会員 3口以上
 - (2) 第5条第1項第2号に規定する会員 1口以上
- 2 年度途中の入会であっても、前項に定める額を納入するものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である個人が死亡し、または会員である団体及び法人が解散したとき。
- (3) 会費の支払い義務を怠り、かつ催告に応じないとき。
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、本会から退会しようとするときは、会長に退会届を提出しなければならない。この場合においては既納の会費は返納しないものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) 会費の不払い、その他会員としての義務を怠ったとき。

(2) 本会の名誉をき損し、または本会の趣旨に反する行為があったとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第三章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 理事 15名以内

(4) 監事 2名

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できない場合は、職務を代行する。

3 会長は、事務局を総括する。

4 理事は理事会を構成し、この会則の定めるところにより会務を執行する。

5 監事は、本会の事務及び経理を監督し、会計監査を行う。

(選出)

第13条 役員は、総会において正会員の中から選出する。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とし、再選を妨げない。

2 役員改選は、総会において行う。

3 役員は任期満了であっても、後任者が就任するまでの間は責任を持ってその職務を行わなければならない。

4 欠員によって選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第15条 役員は無給とする。ただし、事業の執行にかかる費用については弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(役員解任)

第16条 役員解任については、第10条の条項を準用する。

(顧問)

第17条 本会に会長の委嘱により顧問を置くことができる。

- 2 顧問の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 顧問は、本会の事業遂行上重要な事項について会長の諮問に応じるものとする。

第四章 機関

(会議の種別)

第18条 本会に下記の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(部会の設置)

第19条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て部会を設置することができる。

(会議)

第20条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第21条 総会は、正会員をもって構成し、定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎回会計年度終了後、2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めた時、または正会員の2分の1以上の要求があったとき開くことができる。
- 4 総会は、会長が招集し議長となる。

(議決事項)

第22条 定期総会は、次の事項を議決しなければならない。

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること
- (3) 役員を選出に関すること
- (4) 会則の変更及び改廃に関すること
- (5) その他重要な事項に関すること

(理事会)

第23条 理事会は、役員をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集し議長となる。
- 3 理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会において委任された事項
 - (2) 補正予算及び緊急事項で総会を招集することのできない事項
 - (3) 総会に付議する事項
 - (4) 会の企画運営に関する事項
 - (5) その他必要な事項

(定足数)

第24条 会議は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状の提出をもって出席に代えることができる。

(議決)

第25条 本会則の定める会議の議事は、出席者の2分の1以上でこれを決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

第五章 財産、会計、事務局等

(財産の構成)

第26条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金及び分担金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他収入

(財産の管理)

第27条 財産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(事業計画及び収支予算)

第28条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、毎事業年度の当初の総会で議決を経なくてはならない。

(事業報告及び収支決算)

第29条 本会は事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、事業報告書、収支決算書等を作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第31条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局を代表する事務局長及び事務職員を置くことができる。
- 3 前項の事務局長及び事務職員については、有給職とすることができる。ただし、規定は別に定める。
- 4 前2項の事務局長及び事務職員については、会長が理事会の承認を受け委嘱するものとする。
- 5 事務局は、本会の目的達成のため次の事務を行う。
 - (1) 第3条に掲げる目的の遂行にかかる業務
 - (2) 観光、物産事業調査及び記録とその保管
 - (3) 会員の加入退会及び会員名簿の整理
 - (4) 会計に関する事項処理
 - (5) 本会の日常事務処理
 - (6) 渉外関係に関する事項処理

(備え付け帳簿及び書類)

第32条 事務局は、常に次に掲げる書類を備え付けておかななければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 財産の状況を示す書類
- (6) その他必要な書類

第六章 会則の変更

(会則の変更)

第33条 この会則は、総会において3分の2以上の同意を得なければ、変更することができない。

第七章 雑則

(委任)

第34条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この会則は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の役員任期は、第14条の規程にかかわらず、平成16年10月1日から平成18年3月31日までとする。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第25条の規定にかかわらず、平成16年10月1日から平成17年3月31日までとする。
- 4 本会の設立初年度の総会は、第19条の規程にかかわらず、総会出席者で開催するものとする。
- 5 本会の住所は平成22年4月28日の総会において議決し、旧住所滋賀県野洲市西河原2400より、平成22年5月1日から次の住所に変更する。
滋賀県野洲市小篠原 2100-1
- 6 この会則は、平成28年4月27日から一部改正する。